大阪府健活プロモーション事業企画運営業務　仕様書

**第１　事業名**

大阪府健活プロモーション事業企画運営業務

**第２　事業目的**

「いのち輝く未来社会のデザイン」を掲げる2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のテーマの一つである健康分野において、大阪府では健康寿命が全国の中で低位である等の課題を抱えており、また、急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化等に伴い、健康を取り巻く課題も複雑・多様化していることから、生涯を通じての府民の主体的な健康づくりを積極的に推進するための環境整備が求められている。

こうした中、第４次大阪府健康増進計画（案）では、基本理念として「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～」を、基本目標として「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を掲げて、「健活１０」を中心とした取組みを推進することとしている。

本事業では、健康につながる行動変容を促進するために万博会場での自治体催事及び自治体催事に向けた関連事業を実施する。さらに、本事業での制作物を万博のレガシーとして長期的に活用することで、将来において「万博を契機に大阪に健康づくりが根付いた」と評される成果をめざす。

**第３　契約期間**

　　契約の日から令和８年３月31日まで

**第４　委託費の上限**

　　令和６年度 65，000，000円（税込）

　　令和７年度 55，000，000円（税込）

**第５　大阪府健活プロモーション事業の概要**

プロモーション事業はⅠ及びⅡで構成する。詳細は以下のとおり。

　Ⅰ　大阪・関西万博の開催期間に実施される健康づくり課が主催する自治体催事（以下「本自治体催事」という。）の企画運営

　Ⅱ　本自治体催事を前提とした健活１０プロジェクトの企画運営

**第６　受託者の役割**

(１) 事業の企画

本事業の目的を達成し、また、本事業を円滑かつ適切に実施すべく事業全体を企画すること。

(２) 事業目的達成に向けた進捗管理と運営

本事業を円滑かつ適切に実施するための検討を行い、計画の進捗管理及び事業の運営を行うこと。事業の詳細は第７及び第８を参照すること。

(３) 事業に必要な体制、資器材、会場等の手配と確保

本事業に必要な人員、会場および資器材等の手配と確保を行うこと。事業の詳細は第７及び第８を参照すること。

(４) 事業にかかる全体調整と諸手続き

本事業の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き等を行うこと。

（ア）　本事業に必要な調整

調整事項が生じた場合は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）や大阪府関係各部局をはじめとする関係行政機関、関係者等と調整を行うこと。

（イ）　各種手続き

本事業開催に必要な資格・認証・許可等の取得申請等の各種手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。また、府が事業実施に係る申請や届け出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

（ウ）委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに事業計画書（業務スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。

（エ）打合せの実施

府と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、府に提出すること。

(オ)参加者数等の集計及びアンケートの実施

事業での企画については、個別に参加者数の集計を行うとともに、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケート項目は、事前に府の承認を得ること。

(５) 事業の発信

健活プロモーションでの企画や本自治体催事への参加意欲を高めること。府ホームページ、健活１０ポータルサイト及びSNS（Instagram、Ｘ（旧Twitter）、YouTube）等（以下「本サイト等」という。）を活用する場合は、府が保有するアカウントを活用することができる。その場合、コンテンツの制作や検討は受託者が実施すること。

**第７　大阪・関西万博の開催期間に実施する本自治体催事の企画運営（Ⅰ）**

１　概要

（１）開催予定日時

令和７年7月頃に府が指定する１日（午前10時から午後９時まで（概ね））

（２）開催予定場所

大阪・関西万博会場内のEXPOホール（大催事場）

２　業務内容

企画及び事業の運営には、「本自治体催事」の実施に関する以下の内容を含める。

（１）本自治体催事でのイベントプログラムの企画及び実施に関すること

（ア）本自治体催事の実施計画の作成及び実施運営

実施計画（イベント内容、会場内ゾーニング、装飾等）を作成し、同計画に基づき、本自治体催事を実施運営すること。

①　実施計画（スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。

EXPOホール（ホールの屋内及び屋外の試食等提供エリアを含む。以下同じ。）において、「健康寿命延伸」をテーマに大阪から世界に発信するイベントを企画すること。企画にあたっては、令和６年度から実施する「Ⅱ　本自治体催事を前提とした健康寿命延伸に向けたプロモーション」（健活１０のPR、健活１０ソング（仮称）、健活ダンス（仮称）等）の集大成となる場とし、以下の要素を網羅的に取り入れた実演及び体験型のほか参加者を惹きつけるもので、会場内のゾーニングや装飾、演出も含め集客力の高い魅力あるプログラムを提案すること。また、開催時間が朝から夜まで及ぶことや国内が一般的に夏休み期間であることも考慮して、プログラムに偏りなく十分な工夫を凝らすこと。加えて、国際博覧会としてのクオリティを満たしていること。体験型イベントに資する会場の使用方法及び装飾を計画すること。その際にイメージが湧くようパース図を作成すること。ステージにVIP等が登壇することを踏まえ、動線に配慮すること。

②　本自治体催事の開催に必要となる諸調整を行い、各種プログラムの運営に関する計画を作成すること。

・本自治体催事の運営体制計画

本自治体催事の実施において必要な人員、設備等運営体制等の全体計画を作成すること。

・会場設営計画

イベントの内容に応じて必要な資機材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画を作成すること。

・警備計画

本自治体催事にかかる参加者、出演者及び運営関係者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難に関する計画を作成すること。

≪催事に必須の要素について≫

1. 「健活１０」に関する要素

生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け「健活１０」（※１）を発信するプログラム。健活10ソング及び健活ダンスを盛り込み、本自治体催事を契機として参加者に具体的な健康づくりの行動変容を促す。企画に当たっては、「健活１０ポータルサイト」等を参考とすること。

（※１）健活１０〈ケンカツテン〉

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkatsu10/index.html>

1. 「V.O.S.メニュー」に関する要素

「おおさかEXPOヘルシーメニュー」を含めた「V.O.S.メニュー」(※2)を発信するプログラム。プロジェクトで制作した新たな「V.O.S.メニュー」を盛り込むこと。屋外スペースでの調理及び飲食提供も含め検討すること（EXPOホール内は調理及び飲食不可。）。企画に当たっては「おおさか食育通信」（※３）及び、「ワクワクEXPO with 第19回食育推進全国大会（令和６年６月開催予定）」、「おおさかEXPOヘルシーメニューコンテスト」、「『おおさかEXPOヘルシーメニュー』アンケート」等を参考とすること。なお、同様のコンテスト形式での企画を新たに実施する必要はない。

(※２) V.O.S.メニュー

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/vos-menu/index.html>

(※3) おおさか食育通信

<https://kenkatsu10.jp/shokuiku/>

（イ）催事の実施運営の記録

本自治体催事の様子や全体を記録するために録画や撮影等を行うこと。なお、本自治体催事実施後に府が自由に使用できるよう、著作権等の処理を行った上で府へ提供すること。提供方法は、電子データ等により納品すること。

(２) 本自治体催事のPR及び集客

（ア）本自治体催事のPR計画を作成

PR計画を作成すること。作成に当たっては本イベントのPRだけでなく、本事業の目的に照らし、本自治体催事を契機とした大阪の健康寿命延伸に向けた取組みの発信と健康づくりに向けた府民の行動変容促進を念頭に検討すること。

（イ）PR活動及び集客

本自治体催事のPR活動及び本イベントの集客活動を行うためのコンテンツを検討すること。

（ウ）メディア対応

メディアやインフルエンサーへのプロモート活動の他、本自治体催事開催日及びその前後の諸対応を含めて戦略的にメディア等の対応を行うこと。

（３）本自治体催事の企画にあたっての留意事項

①　多数の参加者を想定し、本自治体催事会場内や会場周辺での混雑が緩和できるよう運用等を検討すること。

②　本イベント以外の目的で博覧会会場を訪れた参加者が、本自治体催事に足を運ぶような仕掛けを検討すること。

③　国内外からの参加者向けに案内サインやインフォメーション等多言語対応を検討すること。その他、博覧会協会の規則を遵守すること。

④　「過度な商業主義の防止」の観点から、催事内容に付属する商業活動についてのみ可能となっており、物品を販売すること・食事を提供することを主目的とする催事は不可とされ、物販・飲食を行う場合はロイヤリティが発生する。また、万博会場内では原則現金での売買が不可となっている。以上を踏まえ、博覧会協会が用意する決済端末の利用及びロイヤリティの処理等、物販・飲食・試食の実施を前提に博覧会協会と調整すること。

⑤　イベント会場でのバリアフリー対応について検討すること。

⑥　一般参加者から個別の催事ごとの入場料の徴収はできない。

（４）経費の支払

本自治体催事にかかる費用を業務委託の委託料の中から適切に支払うこと。

なお、施設使用料等は今後博覧会協会より示される予定であるが、令和５年１０月に下記の予定額が示されている。

　 ≪EXPOホールの施設利用料予定（令和５年１０月現在、税込）≫

|  |  |
| --- | --- |
| 9時－21時 | 時間外使用料一時間当たり |
| 396,000（円） | 41,800（円） |

※上記、施設使用料金に関する注意事項

* 水道光熱・施設常設の通信費用等については、上記に含まない。
* 使用時間は、すべての関係者の入館から退館まで、施設使用に掛かる時間を含む。

また、催事施設の常設機器の取り扱い説明及び管理立ち合い搬入出、設営撤収及びリハーサル等にかかる時間を含む。なお、説明等が時間外となる可能性有。

・　その他、会場に用意がない備品や追加サービス、警備費用等は、上記に含まない。

３ 本自治体催事に関する留意事項

（1）関係資料の提供等

国際博覧会としてのクオリティを担保するための参考資料の一つとして、「自治体の万博への参加について（大阪・関西万博 自治体参加催事及びテーマウィークについてのご案内）令和５年１０月時点」を提供できる。当該資料の開示を希望する際は、府に秘密保持誓約書（参考様式）を提出すること。提出された秘密保持誓約書を確認後、資料を開示する。なお、博覧会協会から提供可能な情報の更新があれば、最新のものを提供する。

（２）日程及びプログラム内容について

今後、博覧会協会と詳細を調整する中で、開催日時や場所の変更が生じた場合は、府と協議して変更に対応すること。

**第８　本自治体催事を前提とした健活１０プロジェクト事業（Ⅱ）**

１　プロジェクト概要

本自治体催事のプログラムに盛り込む取組みのプロモーションを行うこと。

（１）健活１０ソング及び健活ダンスの制作及び普及

「健活１０ソング」と簡単で全身を使った振付の「健活ダンス」を制作する。楽曲及び振付が、万博終了後もレガシーとして、愛され、親しみを持って歌われ、世代を超えて歌い継がれていくために効果的に発信する。

（２）V.O.S.メニューの普及

健康寿命延伸に向けて新たに「V.O.S.メニュー」のレシピを開発して、効果的に発信する。

（３）対象者

府民を中心に府内在勤・在学者や旅行者及び国内外のメディア

２　委託内容

企画及び事業の運営には、「本自治体催事を前提とした健活１０プロジェクト」の実施に関する以下の内容を含める。

（１）実施計画の作成

契約締結後速やかに「１　プロジェクト概要」に沿って、実施計画（スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。イベント等に出展又は主催する場合は、プログラム内容及び会場の使用方法、装飾を計画すること。

(２) プロジェクトの実施

（１）で作成した実施計画に基づきプロジェクトを実施すること。イベントに出演する場合は、内容を動画等で記録して、広報・啓発素材として使用できるよう著作権等の処理を行った上で府へ提供すること。提供方法は、電子データ等により納品すること。以上のほかイベントの企画検討上必要となる各種業務を行うこと。

また、健活１０ソング及び健活ダンス等の認知度を効果的に高めるため、タレントや文化人・芸能人等（個人又はグループ）を起用する場合、契約後に府と協議により決定する。

≪プロジェクトに必須の要素について≫

① 健活１０ソング及び健活ダンスの制作

　 府と協議の上、楽曲の制作（作詞及び作曲（編曲を含む。以下同じ））及び振付の担当者並びに代表する歌唱者その他制作に携わる者を選定して、健活１０ソング及び健活ダンスを制作すること。

（a）楽曲及び振付のイメージ

 ・　一般的なJ-POPの楽曲の長さ（例えば、15秒の楽曲を「健活１０」の取組みに沿って複数種類を制作するといった方向性ではない。）。使用機会に応じた長さの編集を想定。

 ・　2025年を契機に、未来社会に向けて一人ひとりが元気に暮らしていくことをイメージできるもの。曲調は問わない。

 ・　健活１０ソング及び健活ダンスが、小学校の運動会、地域イベントやテレビ番組の企画等において取り上げられ、万博後においてもレガシーとして残るもの。

・ 健活１０ソングの振付である「健活ダンス」は、こどもから大人まで少し練習すれば踊れるキャッチーなもの。

（b）制作企画のイメージ

 ・　プロジェクトには、過去に話題作の制作に携わった経験があり、現在も活躍する者が主体的に関与する体制とする。

 ・　代表する歌唱者は、「健康的」「明るい」「清潔感がある」等といった、受け手に好印象を与える者とする。

 ・　代表する歌唱者だけでなく、多くの著名人や府民、関係機関が取り上げ、自由に発信されることをめざす。代表する歌唱者については大阪・関西万博の本自治体催事での楽曲の披露等について優先して調整する。

② 健活１０ソング及び健活ダンスの本サイト等やメディア等と連携した普及

　 普及に関する計画を作成し、事業（次の項目は必須。）を企画運営すること。

 ・ 令和６年９月頃から完成した健活１０ソング及び健活ダンスのプロモーションを行うこと。

・ その際、初期において、①で制作した健活１０ソング及び健活ダンスについて、万博関連イベント等の大規模イベント（大阪府の他部局や大阪府以外が主催するものも可）への出演により、大々的にお披露目を行うこと。

③ V.O.S.メニューのレシピ制作及び普及に関すること

本自治体催事に向けて、著名人を起用し、新たな「V.O.S.メニュー」のレシピを開発するとともに普及活動を行うこと。レシピが大阪府内の家庭や飲食店、給食サービスで使用されるレガシーとなるよう、令和６年９月頃から普及啓発を実施する計画を作成し、企画運営すること。食育推進全国大会でおおさかEXPOヘルシーメニューのコンテストを実施することから、一般向けにV.O.S.メニューに関するコンテスト形式での企画を新たに実施する必要はない。

（３）その他健活１０の普及促進

その他、健活１０ソング及び健活ダンスやV.O.S.メニューに限らず、本自治体催事までの期間に大阪・関西万博に向けた健活１０プロモーションとしてふさわしい健康寿命延伸に向けた企画、また、健活１０を万博のレガシーとして世代を超えて残していくための企画を検討して、実施すること。事業者からの企画提案のもと、府と協議して決定する。

**第9　業務実施体制の構築**

受託者は本事業を円滑に実行しうる体制を整えること。また当該体制の内に統括責任者と業務管理者を配置し、府へ連絡すること。

(１)統括責任者

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うとともに、円滑かつ適切な遂行に努めること。また本委託業務の円滑な遂行を阻害する内外のリスクを特定し、その発生可能性、影響度及びリスク軽減策等を整理・分析し、その対応について適宜府に提案するとともに、その結果を本委託業務の改善に反映させること。その他、大阪府から報告を求められた場合や是正を求められた場合等、大阪府から何らかの申し入れを受けた場合は、速やかな対応を措置すること。

(２)業務管理者

業務管理者は、本委託業務の実施に際して生じた各種課題等について一元的に整理した「業務管理台帳」を作成し、統括責任者を補佐する。本委託業務の円滑かつ適切な遂行に向け、本事業関係者に対し、タスク等の処理について適宜スケジュール管理やリマインド等を行うこと。

（３）事業運営体制

第５のⅠ及びⅡは一体的に検討していく前提で事業運営体制を構築すること。

**第10　委託事業年度の整理、スケジュール及び納品物等**

１　全体スケジュール

令和６年９月 健活１０ソング及び健活ダンスの完成

令和６年９月 健活１０ソング及び健活ダンス動画公開及びお披露目会

令和６年９月 健活プロモーション開始

令和７年３月 令和６年度契約の最終成果物（実績報告書）の提出

令和７年７月 自治体催事本番

令和８年３月 本事業で実施したプロモーションや本自治体催事の出演時等の記録の提出

令和８年３月 令和７年度契約の最終成果物（本事業全体の実績報告書）の提出

２　主な納品物等

納品物、成果物等については、定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議の上、期限を定めるものとする。自治体催事に関する納品物の期限は、今後、博覧会協会が示すスケジュールにより前後することがある。

|  |  |
| --- | --- |
| 主な納品物 | 期限 |
| 本事業全体に係る事業計画（体制・スケジュール含む。） | 契約締結後速やかに提出 |
| 実績報告書 | 令和７年３月及び令和８年３月 |
| 健活１０ソング及び健活ダンス制作及び普及に関する計画 | 契約締結後速やかに提出 |
| V.O.S.メニュー普及計画 | 契約締結後速やかに提出 |
| 健活１０ソング及び健活ダンス | 令和６年９月 |
| V.O.S.メニューの新しいレシピ | 令和６年９月 |
| 本自治体催事の基本計画 | 令和７年３月 |
| 本自治体催事のマニュアル及び進行台本(各方面と運営面に関する諸調整等を終えたもの) | 随時（概ね催事の１週間前までに完成） |

**第1１ 提案を求める事項**

応募要領に記載の審査内容を踏まえ企画提案してください。その際、本事業は全体として 2025 年大阪・関西万博（気運醸成等を含む。）と紐づけて遂行することが予算の執行条件となっていることに留意してください。

**〇　事業全体について**

|  |
| --- |
| 【１】 ・　事業運営体制及び事業全体のスケジュール案を提案してください（【２】～【５】までを円滑に実施できるものとしてください。）・　過去（３年以内）の類似事業の実績があれば示してください。・　事業全体のコンセプトを示してください。 |

Ⅰ　大阪・関西万博の開催期間に実施される本自治体催事の企画運営

**〇　本自治体催事について**

|  |
| --- |
| 【２】 ・　催事全体のプログラムの編成案及び個々のプログラムの企画（案）を提案してください（健活１０ソング・健活ダンスや新たなＶ.Ｏ.Ｓ.メニューを発信するプログラムは必須。）。 　 ※キャスティングは契約後に府と協議して決定する事項のため、提案書に記載する場合は、実現可能性に留意の上、イメージとしてください。・　本サイト等やメディア等を効果的に活用したＰＲ計画案について、提案してください。また、当該提案により得られる効果についても示してください。・　催事の広報物として、ポスターデザイン案を提案してください。 |

Ⅱ　本自治体催事を前提とした健活プロジェクト事業

**〇　健活１０ソング及び健活ダンスについて**

|  |
| --- |
| 【３】・　健活１０ソング及び踊りたくなる健活ダンスの制作方針について提案してください。・　健活１０ソング及び健活ダンスを、広く長く普及浸透させる方策等を提案してください。・　健活１０ソング及び健活ダンスについて、本自治体催事につなげることを意識したプロモーション案を提案してください。 |

**〇V.O.S.メニューについて**

|  |
| --- |
| 【４】 ・　V.O.S.メニューのレシピの制作方針について提案してください。・　V.O.S.メニューを、広く長く普及浸透させる方策を提案してください。・　V.O.S.メニューについて、本自治体催事につなげることを意識したプロモーション案を提案してください。 |

**〇独自提案について**

|  |
| --- |
| 【５】 ・　本事業の目的を達成するため、提案事業者のノウハウを生かした独自の企画・手法があれば提案してください。 |

**第1２　その他(留意事項等)**

１　誠実な対応

本委託業務に実施にあたっては、府と十分に協議しながら進めること。また、大阪府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

２　苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

３　法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、各会場となる施設の利用規則等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。特に、万博会場内の事項に当たっては博覧会協会が定める規則の遵守することとし、随時更新されるので、最新のものを参考に企画を検討して運営すること。また、法令の遵守のほか、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮等幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけること。

４　受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、大阪府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに大阪府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

５　経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。

６　第三者との連携

本事業の目的を遂行するために、大阪府の指定する他の事業者と連携する場合がある。その場合、本委託業務の実施中に、大阪府の指定する他の第三者（他の事業者を含む）と連携を求められた時は、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

７ 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管（５年間）し、大阪府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

８　その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

**第1３　知的財産権等の取扱い**

１　権利の帰属等

委託業務の成果物（成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）を含む。）に関する所有権及び著作権（昭和４５年法律第４８号）（著作権法第21条から第28条の権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。

本事業の受託者（受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。）は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

大阪府は、本自治体催事終了後も、本業務の成果物について、任意に加工・編集を行い、Webや印刷物を通じて、「第２　事業目的」に沿った使用を行えるものとする。

２　第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、「１　権利の帰属等」に記載する本自治体催事終了後の利用についても使用料等が生じないものとすること。

３　権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、大阪府に損害（使用の差し止めを含む）が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

４　その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。